

○厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第五百四十三号）

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に 基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要 する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五 百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位 数表」という。）第1の1の居宅介護サービス費の注12の厚生労働 大臣が定める基準</p> <p>イ（ハ）（略）</p> <p>ニ 特定事業所加算（IV） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) イの(2)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業所の全てのサービス提供責任者に対し、サ ービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、 研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定して いること。</p> <p>(3) 指定障害福祉サービス基準第五条第二項の規定により配置す ることとされている常勤のサービス提供責任者が二人以下の指 定居宅介護事業所であつて、同項の規定により配置することと されているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、同 項に規定する基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を一 人以上配置していること。</p> <p>(4) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における利用者（障 害児を除く。）の総数のうち障害支援区分四以上である者及び 喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が百分の五十以上であ ること。</p> | <p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に 基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要 する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五 百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位 数表」という。）第1の1の居宅介護サービス費の注12の厚生労働 大臣が定める基準</p> <p>イ（ハ）（略）</p> |

二 介護給付費等単位数表第1の5の注の厚生労働大臣が定める基準
イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I)
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 福祉・介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下「同じ。’)が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(2) (略)

(3) 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) (略)

(5) (略)

(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(一) 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(三) 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

(四) (三)について、全ての福祉・介護職員に周知していること。

二 介護給付費等単位数表第1の5の注の厚生労働大臣が定める基準
イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I)
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 福祉・介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(2) (略)

(3) 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。

(4) (略)

(5) (略)

(7) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件のいずれにも適合すること。
a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件のいずれにも適合すること。

a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

(8) 平成二十七年四月からイの(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。

福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イの(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(3) 平成二十年十月からイの(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。

福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ

ハ イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、ロの(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(8) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。

福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ

ロ イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、イの(7)又は(8)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

二 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)

イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

三・四 (略)

五 介護給付費等単位数表の第2の1の重度訪問介護サービス費の注

9の厚生労働大臣が定める基準

イ 特定事業所加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)～(7) (略)

(8) 当該指定重度訪問介護事業所の全てのサービス提供責任者が

三年以上の実務経験を有する介護福祉士又は五年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者又は重度訪問介護従業者として六千時間以上の指定重度訪問介護の実務経験を有する者であること。

(9)・(10) (略)

ロ・ハ (略)

六～八 (略)

九 介護給付費等単位数表第3の1の同行援護サービス費の注7の厚生労働大臣が定める基準

イ～ハ (略)

ニ 特定事業所加算(Ⅳ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イの(2)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2) 指定同行援護事業所の全てのサービス提供責任者に対し、サ

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)

イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

三・四 (略)

五 介護給付費等単位数表の第2の1の重度訪問介護サービス費の注

9の厚生労働大臣が定める基準

イ 特定事業所加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)～(7) (略)

(8) 当該指定重度訪問介護事業所の全てのサービス提供責任者が

三年以上の実務経験を有する介護福祉士又は五年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者であること。ただし、平成二十七年三月三十一日までの間は、当該指定重度訪問介護事業所のサービス提供責任者のうち重度訪問介護従業者として三千時間以上の指定重度訪問介護の実務経験を有するサービス提供責任者の占める割合が百分の五十以上である場合は、当該基準に適合するものとみなす。

(9)・(10) (略)

ロ・ハ (略)

六～八 (略)

九 介護給付費等単位数表第3の1の同行援護サービス費の注7の厚生労働大臣が定める基準

イ～ハ (略)

サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。

(3) 指定障害福祉サービス基準第七条において準用する指定障害福祉サービス基準第五条第二項の規定により配置することとされている常勤のサービス提供責任者が二人以下の指定同行援護事業所であつて、同項の規定により配置することとされているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、同項に規定する基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を一人以上配置していること。

(4) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における利用者（障害児を除く。）の総数のうち障害支援区分四以上である者及び喀痰吸引等が必要とする者の占める割合が百分の五十以上であること。

十〇十二（略）

十三 介護給付費等単位数表の第4の1の行動援護サービス費の注6の厚生労働大臣が定める基準

イ〜ハ（略）

ニ 特定事業所加算(IV)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イの(2)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2) 指定行動援護事業所の全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。

(3) 指定障害福祉サービス基準第七条において準用する指定障害福祉サービス基準第五条第二項の規定により配置することとさ

十〇十二（略）

十三 介護給付費等単位数表の第4の1の行動援護サービス費の注6の厚生労働大臣が定める基準

イ〜ハ（略）

れている常勤のサービス提供責任者が二人以下の指定行動援護事業所であつて、同項の規定により配置することとされているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、同項に規定する基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を一人以上配置していること。

(4) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における利用者（障害児を除く。）の総数のうち障害支援区分四以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が百分の五十以上であること。

十四～二十二（略）

二十三 介護給付費等単位数表第8の1の重度障害者等包括支援サービス費の注1の(2)の厚生労働大臣が定める基準

第四号の規定を準用する。

二十四 介護給付費等単位数表第8の3の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

二十五 介護給付費等単位数表第8の4の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

二十六～三十一（略）

三十二 介護給付費等単位数表第12の13の注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準

イ（略）

ロ 移行準備支援体制加算(II)

次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

(1) 就労支援単位ごとに実施すること。

十四～二十二（略）

二十三 介護給付費等単位数表第8の3の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

二十四 介護給付費等単位数表第8の4の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

二十五 介護給付費等単位数表の第8の重度障害者等包括支援サービス費の注1の(2)の厚生労働大臣が定める基準

第四号の規定を準用する。

二十六～三十一（略）

三十二 介護給付費等単位数表第12の13の注1の厚生労働大臣が定める基準

イ（略）

ロ 移行準備支援体制加算(II)

次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

(1) 就労支援単位（就労移行支援事業の訓練が三人以上の者に対して一体的に行われるものをいう。以下この号において同じ）。

| | |
|--|---|
| <p>(2)・(3) (略)</p> <p>三十三・三十四 (略)</p> <p>三十五 介護給付費等単位数表の第13の11の注及び第14の12の注の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも該当すること。</p> <p>イ 就労支援単位ごとに実施すること。</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>三十六～四十一 (略)</p> <p>別表第一・別表第二 (略)</p> | <p>〕ごとに実施すること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>三十三・三十四 (略)</p> <p>三十五 介護給付費等単位数表の第12の13の注2、第13の11の注及び第14の12の注の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも該当すること。</p> <p>イ 就労支援単位(就労継続支援事業の訓練が三人以上の者に対して一体的に行われるものをいう。以下この号において同じ。)ごとに実施すること。</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>三十六～四十一 (略)</p> <p>別表第一・別表第二 (略)</p> |
|--|---|